

にかほ市障がい者活躍推進計画

機関名	にかほ市
任命権者	にかほ市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	<p>令和元年度における法定雇用率が2.5%であるのに対し、本市は1.45%の法定雇用率となっており、法定雇用率が達成できていない。</p> <p>法定雇用率の引き上げが令和3年度に予定されていることから、今後一層の採用活動を行い、更なる体制整備や相互理解のための取組を行い、法定雇用率の達成を目指す。</p> <p>採用した障がい者である職員の活躍のために、更なる体制整備や相互理解のための取組が必要であるため、誰もが働きやすい職場環境の整備に努める。</p>
目標	
(1)採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>（令和2年）2.50%</p> <p>（令和3年）2.60%</p> <p>（令和4年）2.60%</p> <p>（令和5年）2.60%</p> <p>（令和6年）2.60%</p> <p>（参考 令和元年6月1日時点の実雇用率：1.45%）</p> <p>（評価方法） 毎年任免状況通報により把握</p>
(2)定着に関する目標	<p>【定着率】</p> <p>なし ※今後、障がい者である職員の定着状況を把握予定</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○計画期間内に組織内の体制（産業医、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、障がい者である正職員）を整備するとともに組織外の関係機関と連携体制を構築し、障がい者の活躍推進を実施できるように役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で情報共有する。</p>
(2)人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定者を含む。）について、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○障がい者が配属される部署の職員を中心に、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を受講させる。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○新規採用又は部署異動の際に必要な応じ面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を実施する。</p> <p>○勤務する障がい者や採用する障がい者の能力や希望を踏まえ、アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p>

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>○新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2)募集・採用	<p>○採用選考に当たり、今後も障がい者からの要望を踏まえ、工夫を継続し、障がい者の積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
(3)働き方	<p>○障がい特性に応じ、勤務時間の変更に柔軟に対応する。</p> <p>○時間単位の年次有給休暇や療養休暇などの休暇利用について十分な周知を図り、利用を促進する。</p>
(4)その他の人事管理	<p>○定期的な面談の設定および必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場選定、職場環境の整備等や通院への配慮等の取組を行う。</p>
その他	
	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>